



1 保存・活用の推進体制の方針

広大な面積を有し、各地域で特徴ある歴史文化をもつ本市では、文化財の保存と活用に関する様々な取り組みを進めていくためには、実施体制の整備が必要不可欠です。

このことから、本計画に記載された取り組みを推進し、その効果の検証や各実施主体の連携、調整等を図る場として、「ふるさと宮古ネットワーク（仮称）」（連携会議）を設置します。

さらに、「ふるさと宮古ネットワーク（仮称）」（連携会議）を中心として、文化庁や岩手県教育委員会生涯学習文化財課等の【行政】のほか、【文化財所有者】、ボランティア等の【市民団体】、自治会や学校等の【地域】、観光施設等の【民間事業者】、宮古市文化財保護審議会や県内博物館、大学等の研究機関等の【専門家】と密に連携することで、本市の歴史文化を次世代へ継承します。

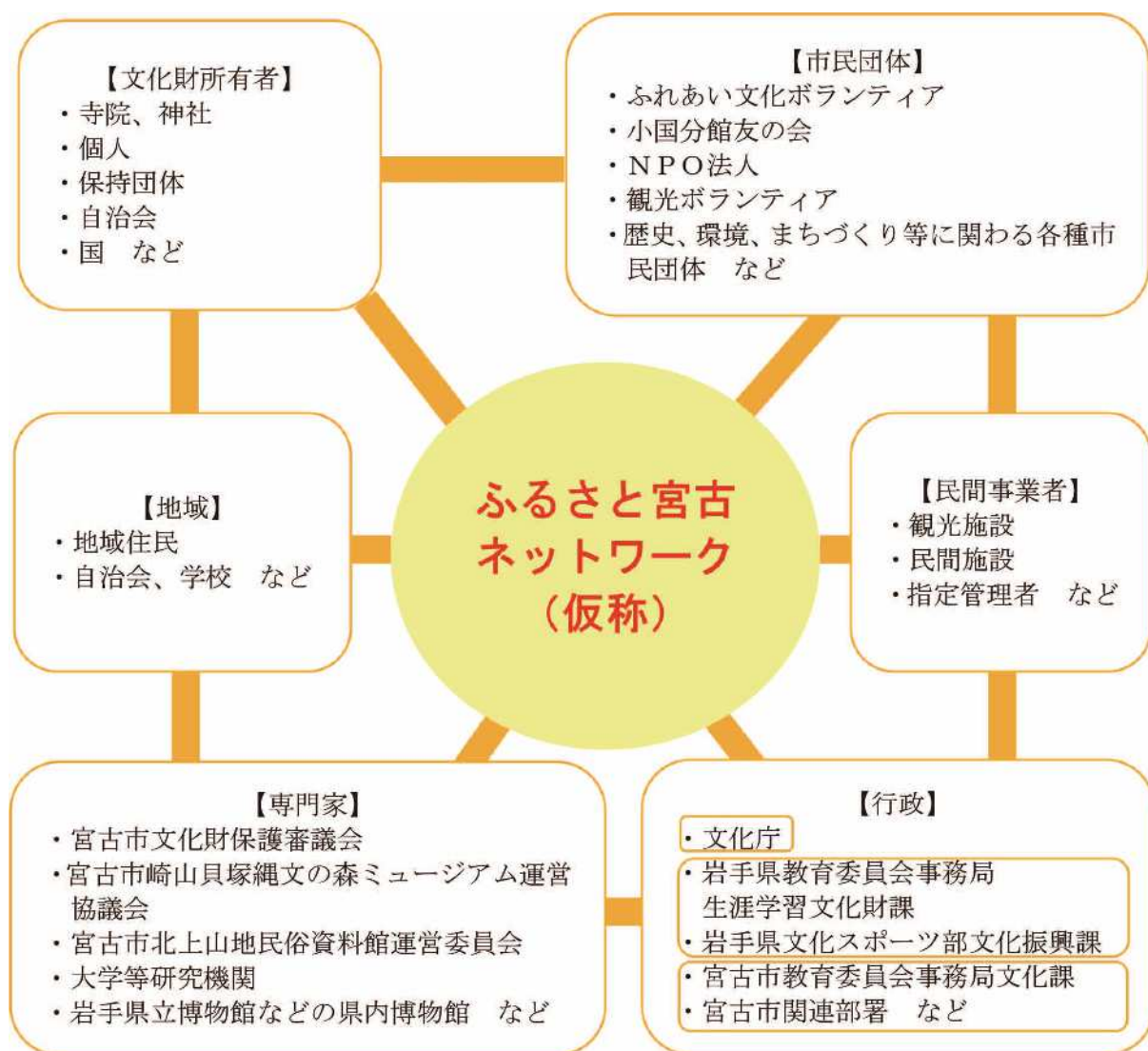


図11-1 文化財の保存・活用の推進体制図

本計画の進行管理については、「ふるさと宮古ネットワーク（仮称）」（連携会議）において、PDCAサイクルの手法により進めます。本計画の作成（P l a n）に基づき、各種の取り組みを実施し（D o）、さらに進捗状況の検証と評価を行い（C h e c k）、それらの評価結果を踏まえて取り組みの内容変更や地域計画の見直し（A c t i o n）を行います。



図11-2 PDCAサイクル

2 連携・協働を促す体制づくり

本計画の取り組みの実施にあたっては、市の関連部署との連携体制を構築し、多様なニーズに対応していきます。また、国や県、学校、自治会、専門家等の関連する機関や団体とも密に連携・協働を図ります。（資料編2 推進体制一覧参照）

さらに、本市の歴史文化を継承する担い手となる人材を育成しながら、実施体制の強化を図ります。



ふれあい文化ボランティアの活動



小国分館友の会の活動